

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

1月

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
佐原公共職業安定所 1階・2階換気扇等交換工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月11日	有限会社 猪瀬工業所 埼玉県戸田市大字新曾 2245-3	4030002023728	一般競争入札	1,722,325	1,218,800	70.8%				「1者」
木更津地方合同庁舎 千葉労働局書庫室照明LED化工事	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月13日	東通ネットワーク株式会社 東京都中央区築地3- 12-5	6010001092261	一般競争入札	2,336,510	1,068,100	45.7%				「4者」
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

1月

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
「受給資格者のしおり(令和5年4月版)ほか2種の印刷・製本	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月20日	勝美印刷株式会社 東京都文京区白山1- 13-7	9010001001855	一般競争入札	4,909,947	3,210,357	65.4%				「3者」
千葉労働局管内で使用 する備品等の調達01	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月24日	シンユービジネス株式 会社 千葉県千葉市中央区都 町1-34-1	6040001003331	一般競争入札	5,402,609	4,620,000	85.5%				「2者」
佐原公共職業安定所 ほか2所における高速 カラープリンター3台の 購入	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月27日	シンユービジネス株式 会社 千葉市中央区都町1- 34-1	6040001003331	一般競争入札	9,468,910	6,653,240	70.3%				「2者」
木更津地方合同庁舎 書庫室における書類 保管棚の購入・設置	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月27日	シンユービジネス株式 会社 千葉市中央区都町1- 34-1	6040001003331	一般競争入札	5,275,504	3,069,000	58.2%				「3者」
柏労働基準監督署 相談ブース用備品の 購入・設置作業	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月30日	京葉事務器株式会社 千葉市中央区旭町17- 1	5040001002136	一般競争入札	2,212,760	1,804,000	81.5%				「1者」
千葉労働局管内で 使用する備品等の 調達02	支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 八藤後 紀明 千葉市中央区中央 4-11-1	令和5年1月31日	株式会社鈴木事務機販 売 松戸市松戸新田133- 17	5040001035813	一般競争入札	9,966,944	8,470,000	85.0%				「3者」
<b>以下余白</b>												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。